

取りまとめに向けた検討（１）
（被告に関する情報の調査制度）

5

（前注）本資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）による改正後の民事訴訟法を指して「民事訴訟法」の用語を用いている。

10

1 被告に対して送達をするために必要な情報につき、裁判所を通じて第三者から取得することができる新たな調査制度を設けることについて、どのように考えるか。例えば、調査囑託の特則となる、被告に対して送達をするために必要な情報（被告の住所、居所等）の調査制度として、裁判所は、被告の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合など一定の要件がある場合には、原告の申立てにより、決定で、団体に対し、被告の住所、居所等の被告に対して送達をするために必要な情報の調査を求めることができ、調査を求められた団体は回答義務を負うとの制度を設けること及びその正当化根拠について、どのように考えるか。

15

2 １のような調査制度を設けることとする場合に、以下の点についてどのように考えるか。

20

（１） 被告の住所等の探索を目的とする申立てなど、制度の濫用を防止することを含め、適切に利用されるための規律を設けること

（２） 被告に対する送達が奏功した後の一定の期間等につき、回答された情報の閲覧等を制限する規律を設けること

25

3 １のような調査制度（裁判所は、団体に対し、被告の住所、居所等の被告に対して送達をするために必要な情報の調査を求めることができ、調査を求められた団体は回答義務を負うとの制度）のほかに、公示送達以外の方法によって被告に対する送達ができる可能性を高めるための仕組みとして、どのようなものが考えられるか。

30

（説明）

1 従前の議論等

- (1) 本研究会においては、これまで、被告に関する情報の調査制度に関し、被告に対する送達のための調査制度と被告を特定するための調査制度について、「被告の住所等の送達場所を特定するための情報」と「被告を特定するための情報」とを別個に観念し、それぞれの調査を行うことの利益状況が異なることなどについて議論がされてきた。

すなわち、「被告を特定するための調査制度」は、訴状において被告が特定されていない場合に、被告を特定する上で必要な情報を取得するために活用することが想定されるものであり、「被告に対する送達のための調査制度」は、訴状において被告が特定されている場合に、被告に対する送達を行う上で必要な情報を取得するために活用することが想定されるものであると整理することができる。

被告に対する送達のための調査は、典型的には、（原告が把握している）特定の建物に被告が居住しているかどうかという認定に係る問題（特定の建物を住所ないし居所と認定することの可否）と、（原告が把握している特定の建物に被告が居住しているとの認定に至らない場合に）被告の転居先がどこかという問題（転住所ないし居所の追跡的把握）とに分けて考えることができる。また、被告を特定することができない場合には、訴状が却下され、終局判決を得ることができないこととなる（民事訴訟法第137条第2項）一方、被告は特定されているものの、被告の住所等の送達場所が不明である場合には、公示送達の要件が満たされるのであれば、訴訟手続を進めることができることとなる（以上につき、研究会資料25（10頁））。

そして、本研究会においては、訴訟係属が生じるまでの場面を前記のように区別した上で、検討を進めることが有益であるという趣旨の指摘がされた。

- (2) このうち、被告を特定するための調査制度は、被告を特定することができない原告の権利の実質的な保障に重きがあると考えられるものである。当事者の記載は、訴状の必要的記載事項であり、原告と被告が誰であるかを他人と区別できる程度に記載することを要すると解されているところ、訴訟実務上、当事者は、多くの場合、氏名と住所によって人的同一性が担保されているが、この人的同一性の確からしさを追及しようとする、被告としようとする者につき、他の者と識別することができる何らの情報もない場合には、そもそも被告を特定するための調査を実施することが困難であると考えられるほか、被告につき何の特定もせずに訴えを提起することを許容することは、裁判手続を煩雑にし、あるいは、訴訟以外の目的のために制度が濫用されることが懸念されるところの意見があったところである。さらに、被告を特定

5 するための情報は、訴訟物を特定するための請求原因と密接に関わる場所
であり、被告の特定のための情報の取得は、請求原因の特定にも結び付き得
るものであること（例えば、犯罪加害者の特定という場面においては、被告
を特定するための調査は、原告に対する加害行為に及んだ何者かがいるとい
う請求原因事実の認定のための調査と重なることとなる。）から、被告の特
定のための調査制度を認めることは、実質的には、被告が特定されていない
段階で、裁判所が、本案の審理判断ために必要な情報の調査を行うことにな
り得るとも考えられる。

10 これらも踏まえ、本研究会のこれまでの議論では、被告を特定するための
調査制度は、原告の権利保護の側面が前面に出るもので、裁判所の役割との
関係でも従来ない一步を踏み出す制度であるため、理論的な位置付けやどこ
まで正当化されるかといった問題があることが指摘された。

- 15 (3) これに対して、被告の住所等の送達場所を特定するための調査については、
現行法の調査嘱託の規定（民事訴訟法第186条）の運用によって対応する
ことができ、また、現に運用がされていると考えられるものの、新たな調査
制度が設けられた場合には、その制度の内容が、個別の法令や契約上の守秘
義務に対して一律に優越する回答義務を設定するものとなるのであれば、契
約者との関係で守秘義務を負う不動産賃貸人や金融機関等の第三者にとっ
ては、裁判所に対して契約者の情報を回答してよいかの判断が不要となるほ
か、現行法において公示送達の方法により送達がされている事案においては、
20 被告が訴えの提起を現実に了知することができる可能性が高まり、被告に対
する手続保障が手厚くなるという趣旨の意見があった。

25 公示送達は、原告の裁判を受ける権利の確保と訴訟係属の場面における被
告に対する手続保障との利益衡量の上に設けられている仕組みであり、裁判
所書記官において要件充足性を判断した上で、送達場所の不明等によって受
送達者に送達書類を交付できない場合に交付を受ける機会を与えるだけで
送達を完了させる、言わば最後の手段である。前記のような検討対象となる
制度の趣旨に照らすと、これを設ける場合にも、従来期待されていたような
調査が尽くされていることを必要とし、公示送達をすることができる場合の
30 一つである「当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合」

（民事訴訟法第110条第1項第1号）との関係における同制度の位置付け
を整理し、実際に被告に到達するような形で送達がされる可能性が高まり、
被告側の手続保障もより充実させるような制度とする必要があるとも考え
られる。

(4) 第25回会議では、このように裁判所が公示送達の方法以外の方法による被告に対する送達を行うために一定の調査をすることができる旨の明示的な規律（調査嘱託の特則的規定）を設ける場合には、送達先調査を目的とする調査嘱託は、専ら当該特則的規定に基づいてされることが相当であるとする意見（特則的規定の排他性）があった。

(5) 以上の議論を踏まえて、本文の1では、新たな制度を設けることとした場合の方向性について記載している。

ただし、要件の設定の仕方にもよると考えられるものの、裁判所が「必要な調査」（民事訴訟法第186条）を嘱託するという、現行の調査嘱託の規定の柔軟な運用に基づく送達先の調査に代わって、一定の要件を設定した上でその要件の範囲内では団体の回答義務が一律に秘密保持義務等に優越するものと整理すること自体の正当化根拠（裁判所が調査嘱託の特則的規定に基づく調査をしてまで被告ができるだけ現実に了知することができる方法を追及して訴訟係属を生じさせるべきであるという裁判手続に係る要請が、団体の秘密保持義務に対して常に優越するものと法律で定めるだけの正当化根拠）が、団体の秘密保持義務等によって保護されている契約者（被告）にとっても訴えの提起を現実に了知することができる可能性が高まり、契約者の利益にもなるという、これまで本研究会で指摘されてきた理由付けのみで十分であるかについては、慎重な検討が必要であるように考えられる。

第25回会議では、判決手続後の民事執行のことを考えると、原告側としては判決手続段階で被告の現実の住所を把握しておきたいニーズがあるように思われるという意見もあったが、このような意見に対しては、民事執行法の制度では、債務名義があって給付義務が特定されている場面においても、債務者財産情報についての第三者の協力義務について慎重に類型化されていることに照らし、新たな制度においても、一定の類型について特にその必要性が高く、第三者に負担を課してもやむを得ないという場面を切り出して制度を設けることもあり得るとの意見もあった。また、住所や居住実態に関する情報が、財産情報との比較において、どのような重要性、位置付けを与えられるべきかについても整理が必要との指摘もあった。さらに、後記のとおり濫用防止等の規律を設けることによって、個別具体の事案において団体の秘密保持義務等の方が優越すると裁判所が判断する余地を確保しようとする方策も考えられる一方で、そのような利益衡量を裁判所の事案ごとの判断に委ねることには慎重であるべきとの意見もあった。そのほか、当事者の一方のニーズがこの文脈における正当化根拠となり得るのか問題提起をす

る意見もあった。

- (6) なお、本研究会においては、これまで、被告に対して送達をするために必要な情報を取得することにつき、新たな制度を設けるのではなく、現行の規律を見直すことなく運用上の工夫によって対応するなどの方法についても議論があった。1の本文は、新たな制度を設けることとした場合の方向性を提案するものであるが、現行の調査嘱託の枠組みを維持する方向で検討することを否定するものではない。

その上で、新たな制度を設けることと仮定した上で、更に整理を要する論点には、例えば以下のものがあるように思われる。

2 調査嘱託の特則的規定を設ける場合に検討すべき規律

(1) 濫用防止を含め、適切に利用されるための要件

ア 本研究会においては、新たな調査制度を導入することとした場合には、例えば、原告が、単に被告の住所等の探索のみを目的として当該制度を悪用するなど、訴状の送達のための情報取得以外の目的で制度が濫用されるおそれがあることなども考慮し、制度が適切に利用されるように要件を設定することについて議論がされた。

イ 第25回会議では、このような規律として、本案の請求権の疎明を要する、勝訴の見込みについて何らかの要件として介在させるなど本案の請求権に関する規律を設けること、本案の請求権については問わずに不当な目的で申立てがされたなど原告が真摯な手続遂行の意思を欠く場合には裁判所は申立てを却下することができるという規律を設けること、原告において本案の請求権の疎明をすることはできるものの原告の申立ての目的は不当であるというケースはあり得るところであり、そのようなケースも想定しつつ濫用防止等のための規律を考えることなどについて意見があった。また、勝訴の見込みを何らかの要件として介在させる場合には、同要件が満たされなかった場合に、公示送達がされ得ることとの関係についても整理が必要である旨の指摘もあった。

(2) 新たな調査制度に基づき裁判所が取得した情報の取扱い

ア 前記のとおり、送達先調査を目的とする調査嘱託の特則的規定を設けることとする場合には、調査結果に対する当事者及び第三者のアクセスについても特則的な規律を設ける必要があるか（民事訴訟法第92条、第133条の3と別個に必要な閲覧禁止の規定を設ける必要があるか）が問題になる。

本研究会におけるこれまでの議論では、前記のような濫用のおそれの指

摘があり、裁判所が新たな調査制度に基づいて取得した情報につき、被告以外の者の閲覧等を制限することが必要であるとの意見があった。

被告以外の者の閲覧等を制限するための仕組みとしては、①新たな調査制度に基づいて取得された情報が記載された回答書面等は訴訟記録ではないと整理する方法と、②当該情報が記載された回答書面等が訴訟記録となることを前提に、被告以外の者の閲覧等を制限する規律を設ける方法とが考えられるところ、第25回会議では、新たな調査制度に基づいて裁判所が取得する情報が訴訟記録に含まれないと考えることは、理論上難しく、送達に関する報告書が訴訟記録になることから実質的にも難しいのではないかなどの意見があった。

イ このように、新たな調査制度に基づいて裁判所が取得した情報につき、訴訟記録に含まれるものと整理する場合には、その情報につき、訴訟記録としての性格上、当然に閲覧が制限されるものとはならず、既存の規律との関係を踏まえつつ、被告以外の者の閲覧等を制限する方策を検討する必要があると考えられる（なお、この際に、調査を申し立てた原告との関係と、第三者との関係では、後者では被告のプライバシーの利益と対立する裁判を受ける権利のような対抗利益が考えられないため、利益状況が異なるとの意見があった。）。

そして、その具体的な方策としては、例えば、② - A裁判所が取得した情報につき、被告に閲覧等の制限の申立て（民事訴訟法第92条、第133条の2）をする機会を保障するため、新たな調査制度に基づいて裁判所が取得した情報につき、被告に対する送達が奏功してから一定の「期間」が経過するまでは、当該被告以外の者による閲覧等を制限するという仕組みが考えられる。第25回会議でも、送達が奏功してから一定の期間は暫定的に閲覧が制限されとした場合に、閲覧禁止の状態がいつまでも自動的に継続するものとするのは相当ではないとの意見があった。なお、他の送達方法が実施された場合との比較という観点からであるが、上記のような閲覧等の制限の仕組みを設ける場合には、書留郵便等に付する送達（民事訴訟法第107条）や公示送達（民事訴訟法第111条）によって送達の効力が生じた場合との間で取扱いが均衡するか検討する必要があるとも考えられる。例えば、被告の閲覧等の制限の申立ての機会を実質的に保障するために、書留郵便等に付する送達や公示送達により送達の効力が生じた場合において、被告が訴状等の現実の交付を受けていないときにも、閲覧等の制限期間が送達の効力が生じたときから起算するものとしてよいか

について、検討することが考えられる。

また、これと異なり、② - B 新たな調査制度に基づいて裁判所が取得した情報につき、被告に対する送達が奏功した後、手続が一定の「段階」に進むまでは、当該被告以外の者による閲覧等を制限するという仕組み（具体的には、例えば、第 1 回口頭弁論期日が終了した段階や、被告が弁論又は申述をした段階までは、当該被告以外の者による閲覧等を制限するという仕組み）も考えられる。このような仕組みを検討する場合においても、上記② - A の仕組みと同様の問題が生じ得るものであり、具体的には、例えば、送達が発功した後であることについては、書留郵便等に付す送達（民事訴訟法第 107 条）や公示送達（民事訴訟法第 111 条）によって送達の効力が生じた場合の取扱いが問題となり、一定の段階に進んだことについては、被告が弁論又は申述をしない場合に、暫定的な閲覧等の制限が継続するという点が問題になるものと考えられる。

3 その他

1 の(5)で触れたような新たな調査制度の正当化根拠の十分さの問題や、2 の(1)で触れたような濫用の懸念は、新たな調査制度によれば原告は所在不明となっている被告の転居先を把握することができ、被告のプライバシーに対する制約が大きいことが一因であると考えられる。これに対して、本文の 1 で触れた場面の前の場面（原告が把握している特定の建物に被告が居住しているかどうか。2 頁）における調査は、特定の建物に被告が居住しているかどうかという点に対象が限られており、被告のプライバシーの観点からも正当化がしやすいとも考えられる。例えば、マンションがオートロックを採用しているため原告の現地調査に限界があり、当該建物に被告が居住しているか原告において十分に探索し得ない等の場面において、当該建物を被告の住所ないし居所と認定することの可否に対応する調査については、原告において対応することが困難であることが想定される一方で、行うべき調査の内容が限定的で、被告に対するプライバシーの制約も小さいともいえる。そのような場合に、原告の調査を補充する意味合いで、執行官による居住調査が必要と認められるなど一定の要件の下で、裁判官の命令を受けた執行官が所要の調査（敷地（マンションは共用部分を含む。）への立入りや、電気、ガス、水道等に係る必要な事項の報告請求）を行うことができることとし、執行官が居住調査報告書を作成して裁判所に提出する（裁判所書記官は居住調査報告書をも資料として、被告の住所の認定ないしその可否を判断する。）といった仕組みも考えられるのではないか。

4 小括

以上を踏まえ、被告に対して送達をするために必要な情報につき、裁判所を通じて第三者から取得することができる新たな調査制度を設けることや、公示送達以外の方法によって被告に対する送達がされる可能性を高めるための仕組みについて、どのように考えるか。

5